

公 告

令和 7 年度万灯山公園イルミネーション業務に係る 公募型プロポーザルの実施について

令和 7 年度万灯山公園イルミネーション業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、浜田市プロポーザル方式実施要綱（平成 28 年浜田市訓令第 3 号）第 10 条第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 7 月 16 日

浜田市長 久保田 章 市

1 業務名 令和 7 年度万灯山公園イルミネーション業務

2 業務の目的

万灯山公園イルミネーション事業開始 30 年目を迎える令和 9 年度に向けて、市民や観光客に喜ばれ、公園への来訪動機となるようイルミネーションのデザインや演出を一新することを目的とする。

3 実施要領 別紙のとおり

4 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

5 参加表明書提出期限 令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時

6 企画提案書提出期限 令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時

7 担当課の連絡先

浜田市 都市建設部 建設企画課 都市計画係

TEL : 0855-25-9601

FAX : 0855-22-6500

E-mail : kensetsukikaku@city.hamada.lg.jp

その他詳細は、浜田市ホームページをご覧ください。

令和 7 年度万灯山公園イルミネーション業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

万灯山公園イルミネーションは、万灯山公園のシンボルツリーにイルミネーションを設置することにより、中心市街地の賑わい創出と夜間景観の向上を図ることを目的として平成 9 年度から実施している。しかしながら、イルミネーションの取付け方がほぼ定型化していることや、コロナ禍以降点灯式を開催しなくなったことから新鮮味や話題性が薄れている。

これらのことから、万灯山公園イルミネーション事業開始 30 年目を迎える令和 9 年度に向けて、今まで以上に市民や観光客に喜ばれ、公園への来訪動機となるようにイルミネーションのデザインや演出を一新することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度万灯山公園イルミネーション業務

(2) 委託業務の内容

別紙「令和 7 年度万灯山公園イルミネーション業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

(4) イルミネーション点灯期間

以下を基本とする。なお、点灯時間については日没時間を考慮し、浜田市（以下「市」という。）と協議の上決定するものとする。

ア 点灯期間

令和 7 年 11 月 23 日（日）から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

イ 点灯時間

午後 5 時から午後 10 時まで点灯

※ 令和 7 年 12 月 31 日（水）は翌日午前 2 時まで点灯

(5) 設置場所

万灯山公園（浜田市琵琶町地内）

3 受託事業者の選定方法
公募型プロポーザル方式

4 委託料上限額

委託料上限額は次のとおりとする。これを超える金額での提案は失格とするので注意すること。

2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分野「役務」の大分類「企画・製作」に登録されている者

※ 参加の意向があって現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「16 担当課の名称及び連絡先」に事前に連絡をすれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。

その上で、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 7 年 7 月 29 日（火）までに郵送すること（当日消印有効）。また、島根県電子調達システムからの申請となるため、申請先は「浜田市」のみを選択すること。

- (3) 過去に浜田市内でイベント運営もしくはイルミネーション業務に携わった実績がある者

※ 発注主体について、官民は問わない。

- (4) 公告（募集開始）の日（令和 7 年 7 月 16 日（水））において、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止（浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）の期間にない者

6 スケジュール（予定）

内容	期日
公告、実施要領の配布開始	令和 7 年 7 月 16 日（水）
質問書提出期限（随時回答）	令和 7 年 8 月 5 日（火）
参加表明書提出期限	令和 7 年 8 月 8 日（金）
参加資格確認結果通知、提案書提出依頼	令和 7 年 8 月 14 日（木）
提案書提出期限	令和 7 年 9 月 2 日（火）
審査会（プレゼンテーション）※	令和 7 年 9 月 12 日（金）
選定結果通知	令和 7 年 9 月下旬

7 公募書類等の入手方法

企画提案書様式等については次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和 7 年 7 月 16 日（水）から令和 7 年 9 月 2 日（火）まで

(2) 資料配布方法

市ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布する。

※ 窓口又は郵送等での配布は行わない。

8 参加手続等について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類（各 1 部）

ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第 1 号）

イ 事業者概要書（様式第 2 号）

ウ 関連業務の実績（様式第 6 号）

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時 必着

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送については、提出期限までに到着したものに限る。

(4) 提出場所

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地（北分庁舎 3 階）

浜田市都市建設部建設企画課都市計画係

(5) 資格要件の確認

参加表明書受理後、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和 7 年 8 月 14 日（木）までに申込者に電子メールで通知するとともに、提案資格を有する者に対し提案書の提出を依頼する。

9 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第 3 号）により提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 5 時

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。

提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。

(3) 提出先メールアドレス

kensetsukikaku@city.hamada.lg.jp

(4) 回答方法

質問の要旨と回答は、市ホームページに掲載する。（質問者名は非公表。）ただし、ホームページに掲載することで質問者に不利益が生じるおそれがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

10 企画提案書等の提出

提案資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書の提出は 1 者につき 1 件とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第 4 号）

イ 企画提案書（任意様式）

（ア） イルミネーションのコンセプトや特徴について記載すること。

（イ） 誇張した表現を避けたイルミネーション等のデザインイメージ図（理解しやすいように、イラスト、写真などを盛り込むこと。）を提出すること。

（ウ） デザインに基づく、電球や機材の配置箇所を記した図面

を提出すること。

(エ) 本業務の実施スケジュールを作業項目ごとに示すこと。

(オ) 仕様書に定める業務内容以外に独自に提案できる事項がある場合には、その内容を具体的に記載すること。

ウ 業務実施体制表（様式第 5 号）

設計、施工・撤去、材料調達、維持管理などにおける浜田市内の事業者の活用予定があれば記載すること。

エ 見積書（任意様式）

(ア) 見積金額は税抜で記載すること。

(イ) 見積金額には本業務を履行するために必要となる全ての諸経費を含むこと。

(ウ) 電球の種類、取付部材、数量など積算根拠が分かるようにすること。

(2) 提出部数

9 部（ただし、企画提案書提出届及び見積書は 1 部）

(3) 提出期限

令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時まで 必着

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送については、提出期限までに到着したものに限る。

(5) 提出場所

「16 担当課の名称及び連絡先」と同じ

※ 提出期限後における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

11 企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日

令和 7 年 9 月 12 日（金）午後（予定）

※ 詳細については別途通知する。

(2) 実施方法

対面またはオンライン形式（Zoom）のうち、事業者が希望する形式にて実施する。

(3) 場所

対面の場合は浜田市役所内会議室を予定

(4) オンライン

オンライン形式（Zoom）での参加方法については、別途通知する。

(5) 出席者

プレゼンテーションに出席できる者は、最大 3 名までとする。

(6) 実施内容

ア プレゼンテーションは、提案説明を 20 分以内で行い、その後、質疑応答を 20 分以内で行う。

イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。

(7) その他

ア プレゼンテーションでのパワーポイントの使用を可とする。
その際、必要となるプロジェクター、スクリーン及びプロジェクター用コードの機器は市にて準備する。

イ プレゼンテーションは非公開で実施する。

12 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「令和 7 年度万灯山公園イルミネーション業務プロポーザル方式選定審査会」が別紙「評価基準表」に基づいて審査し、最優秀提案者（受託候補者）の選考を行う。

※ 4 者以上から提案があった場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査による選考を実施する。なお、書類審査の評価はプレゼンテーション審査に加算しない。

※ 参加者が 1 者の場合でもプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合にのみ受託候補者とする。

(2) 審査結果

審査結果については、電子メール及び郵送により参加者全員へ通知する。また、市ホームページで、①最優秀提案者名（受託候補者名）、②評価順位（最優秀提案者以外の者は仮名で公表）、③評価点について公表する。

(3) 異議申立て

審査結果については、いかなる異議申立ても受け付けないものとする。

13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不相当と認められた場合

14 契約方法

本プロポーザル審査結果により決定した受託候補者と協議し、市と受託候補者の両者が合意に至った後、業務委託契約を締結する。また、受託候補者との協議において、合意に至らなかった場合は、受託候補次点者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除する。

15 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 本業務における成果品に関する著作権等、一切の権利は市に帰属するものとする。
- (4) 参加表明書提出以降にプロポーザルへの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（任意様式）を担当課に提出すること。
- (5) 提出書類は、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

16 担当課の名称及び連絡先

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地（北分庁舎 3 階）

浜田市都市建設部建設企画課 担当：清本、保田

TEL 0855-25-9601 FAX 0855-22-6500

電子メールアドレス kensetsukikaku@city.hamada.lg.jp